

〔団体の概要〕(N G O / N P O 用)

団 体 名	環境問題を考える会		
所在地	〒006-0842 札幌市手稲区曙 12 条 1 丁目 3 番 12 号 203 TEL:011-691-0331 FAX:011-691-0331 E-mail:taka1103@giga.ocn.ne.jp		
ホームページ	http://www4.ocn.ne.jp/~imozon31/		
設立年月	平成 5 年 6 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	森 繁樹	担当者	森 繁樹・森 恵
組 織	スタッフ 5 名 (内 専従 1 名)		事務所 なし
	会員制度 (なし)	正会員 名 (内訳 : 個人 名 / 団体・法人 名) 賛助会員 名 (内訳 : 個人 名 / 団体・法人 名) その他会員 名	
設立の経緯	平成 3 年に設立した「自然を守る会」を発展的に解消し、有害物を対象とした「環境問題を考える会」に平成 5 年 6 月に改組し現在に至る。		
団体の目的	pops 廃絶の為に啓蒙活動を続け、今後、増加するであろう pops 指定品目の状況及び無害化、分解、分離の必要性を出来るだけ多くの人に理解して貰えるように活動する、又、適正処理を行う為の技術開発を行っていく。		
団体の活動 プロフィール	昭和 62 年頃より PCB 廃棄物の状況を調べ初めたところ、全国に多数の PCB 入り機器類が放置状態となっており、又、不法投棄が公然と行われている実態を知り、このままでは大変な事になると思い、この状態を防ぐ為に何か出来ないかと考え平成 3 年頃より PCB 入り機器類の集積を行い、集中保管及び安全管理を行う事が重要であると考え北海道庁や国の関係各部署及び機関等に話等をして参りましたが、当時は取り上げて頂けませんでした。一人では何もできない事を痛感し、平成 3 年に「自然を守る会」を発足させ札幌市を中心に約 600 名程の参加者を得て啓蒙活動を始めました。 その後平成 5 年に「環境問題を考える会」に変更し、有害物質の廃絶を目的としたパンフレットを作成し参加者に配布をし現在も活動を行っております。		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	円	

団体・企業名	環境問題を考える会	担当者名 森 繁樹
--------	-----------	--------------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	有害廃棄物に関する提言		
政策の分野	番号	1	
政策の手段	番号	1	
政策の目的			
有害物（POPs 等）に関して現在の廃掃法では、環境への流出や汚染を防止する事は不可能と言わざるを得ないので法の整備及び改正を行い法の強化を図り排出の抑制を促す事が非常に重要な事となる、又、POPs 以外の発ガン性物質である石綿の無害化を行うように法律の改正をする事が今後の政策を考える上で最重要課題と考えます。 （技術的には確立されているので、廃棄物の広域化を計る上で可能性を追求するべきと考えます。）			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
余りにも安易に有害物を廃棄物として排出する事業者が多く、又、排出段階での分別等に企業努力がなされていない為に混合有害廃棄物が多い、又、処理業者及び排出業者も今後再生及び分離再生利用等の考えを持たない為、今後の環境汚染が著しく進行する恐れがある、又、現行法上の遮断型施設の構造上の欠点が大きく、遮断型処分された有害物による地下水汚染が進行している懸念がある、又、遮断型処分された有害物は永久保管の取り扱いであるが、排出企業及び最終処分を行った企業が永久に存続するとは考えられない、又、現在の遮断型構造では、永久保管等は出来得ないと考えべきで最終的には、PCB 廃棄物の処理と同じように国が税を投入して処理する事となる。			
政策の概要			
現在の廃掃法にある遮断型最終処分を早急に廃止し遮断型保管施設としあくまでも、再生及び有害物の分離等を行い無害化がなされる迄の中間処分行程の保管施設と改める、又、保管物に付いては年限を区切り無害化を行う法律を作る必要がある、排出業界に基金の出資をさせる法律の整備も必要である、又、廃石綿については一般廃棄物の広域処理にともない設置されるであろう熔融炉での熔融無害化を推進する事が重要であると考えます。			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）
有害廃棄物を排出する企業に分離、無害化基金を排出させ（有害物の種類及び排出量に応じた）無害化迄の責任を持たす事により排出の抑制を促し又、有害物を排出しない技術開発等を促す事により、有害物の排出を極力押さえる事を目的とする、又、遮断型施設の構造強化を行う事により処分業者の認識を改めさせる、又、廃石綿付いては一般廃棄物の広域処理の事業主体者に受け入れを求める事が出来るよう法の改正を行う。
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
過去に遮断型施設に処分されてきた有害物は膨大であり、排出業者及び処分業者が倒産等にて解らなくなっているケースがあるので国が主体性を持っている、環境事業団が無害化事業を行うべきと考える、又、現在 PCB 処理を行うべく進行している、PCB 処理に関しての技術を更に改良する事により無害化を行う為の技術確立が出来る可能性が大きく、国策として取り組む場合に環境事業団は非常に有効である。
政策の実施により期待される効果
排出業者や排出業界の有害廃棄物に対しての分離、分解、無害化等への関心度を高め排出抑制への整備投資や無害化への技術開発等が推進され環境改善が計られ生活環境の改善が見込め、又、国民は、国及び都道府県と排出業界が一体となり有害物の無害化への取り組みが行われる事により国政への信頼感を高める事が出来る尚、実情に合わない法律は変える事により国民の指示を得ることができる、又、廃石綿を広域化処理施設にて無害化を行う事は、広域化の必要性を住民が理解し有害物を無害化することが大切であると考えられるようになる又、無害化を行うことによる、固化物について国が率先して使用する事とすれば、広域化施設近辺の住民の雇用に大きく寄与できる。
パンフレット等添付資料名
自然からの警告（当会のパンフレット）